

事務連絡
令和8年2月19日

健康保険組合 }
健康保険組合連合会 } 御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

医療保険者等向け中間サーバーに登録可能な漢字について

医療保険制度の円滑な運営に当たっては、平素より格段のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、各保険者にご登録いただいた加入者の資格情報は、医療保険者等向け中間サーバー（以下「中間サーバー」という。）を経由してオンライン資格確認システムに連携され、更に医療機関等やマイナポータルに連携されております。

ご登録いただく際、中間サーバーで使用できる文字（以下「標準文字」という。）以外の文字が使われた場合、互換性を確保できないため、外部インタフェース仕様に基づき、文字の代わりに黒丸が登録されることとなり、連携先となる医療機関等やマイナポータルにおいて黒丸が表示されることとなります。

今般、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードをいう。）を基本とする仕組みの安定的な運用の定着を図るため、登録可能な標準文字を拡張するなど、黒丸表示の解消を図ることといたしますので、各保険者におかれては、加入者の漢字氏名等の登録について、下記のとおりご協力いただきますようお願いいたします。

本取組は、各自治体の基幹システムにおける行政事務標準文字の取組と合わせて進めていることを申し添えます。

記

1. 標準文字・共通の文字コードについて

（現状）

- ・標準文字 JISX0208、JISX0213
- ・共通の文字コード UTF-8 を基本とする計 19 種類の文字コード

（変更点）

- ・標準文字に「IBM 拡張文字」を追加
これにより、「高（ハシゴダカ）」など新たに 84 文字の登録が可能となります。
- ・共通の文字コードに IBM 拡張文字に対応する「SJIS 系拡張文字」を追加
令和 8 年 3 月 23 日から統合専用端末上で選択・登録可能です。

- ・共通の文字コードを計6種類に変更
SJIS系拡張文字の追加と併せて、利用のない14種類の文字コードを廃止。

2. 黒丸表示の状況について

(1) 黒丸表示の件数について

現在、中間サーバーに登録されている資格情報約1.2億件のうち、約550万件（約4.4%）に黒丸表示が生じております。

(2) 黒丸表示が存在する加入者名について

各保険者におかれては、誰の漢字氏名等に黒丸が生じているかを把握することが困難ですので、黒丸が生じている加入者名を抽出して「黒丸表示該当者リスト」を作成し、各保険者に提供いたします。

提供時期は、令和8年2月25日頃～（2月20日時点抽出）を初回として、2回目を令和8年6月下旬頃、3回目を令和8年10月下旬頃に予定しています。

以後の提供時期も含め、詳細は、決まり次第デジタルPMOでお知らせいたします。

提供は、中間サーバーの保険者別お知らせ機能を使用して行います。

(3) 黒丸表示が発生する原因について

現在、漢字氏名等に黒丸が発生している主な原因は、次のとおりです。

- ・標準文字を使用していないケース
代表例は、ユーザー外字やIBM拡張文字を使用しているケースです。
- ・使用している文字コードと、宣言文字コードが不一致のケース
- ・保険者が黒丸を登録しているケース
代表例は、届出された漢字氏名をシステムで作成できないケースや、氏名が長くシステム上登録できる文字数を超える場合に、登録できない文字の続きがあることを示すために末尾に黒丸を入れているケース

3. 黒丸表示の解消について

黒丸表示の解消を図ることで加入者の利便性が高まり、医療機関等の事務の円滑化が進み、マイナ保険証を基本とする仕組みの安定的な運用が図られます。

なお、解消は義務ではありません。また、解消期限も特段設けておりません。

以下の内容については、別紙1「黒丸表示の解消に向けた対応資料」もご参照。

(1) 文字コードの登録（変更登録）について

各保険者には、中間サーバーに初めて資格情報を登録していただく際、統合専用端末で文字コードを登録していただいています。現在、「SJIS 漢字」又は「Shift_JIS-2004」のSJIS系文字を使用しており、併せてIBM拡張文字を使われているWindows OS利用の保険者におかれては、令和8年3月23日以降、統合専用端末の文字コード変更画面から「SJIS系拡張文字」に変更してください。

変更登録の方法は従前と変わりませんが、デジタルPMOでご案内いたします。

一方、一部の保険者におかれては、使用されている文字コードと、統合専用端末で登録している文字コードが相違するために黒丸が生じている場合があります。

各保険者におかれては、使用文字コードと登録文字コードが一致するようご注意ください（適宜ベンダーにご相談ください）。

（２）資格情報の新規登録について

各保険者におかれては、保険者共通の取扱いとして、新規加入者の登録に当たり、外字エディター等を使用して新たに外字を作成することなく、標準文字での受付・登録にご協力ください。既に作成済みの外字も極力使用しないこととし、標準文字での受付・登録にご協力ください。

また、黒丸表示の解消について加入者から相談を受けた場合は、標準文字を使用してお申し込みください。

氏名が長く登録しきれない場合など、保険者としてやむを得ず記号を入れる場合には、黒丸を使わず、「・・・」（三点リーダー）など外字と混同しない記号で、ご登録ください。

外字に対比する標準文字については、別紙２「外字－標準文字比較表」をご参照ください。

当該比較表には、黒丸表示されている代表的な外字例 142 文字とそれらに対する表示可能な標準文字を一覧にしています。

比較表には、令和 8 年 3 月 22 日までの比較表と、SJIS 系拡張文字の運用が始まる同年 3 月 23 日からの比較表の 2 種類があります。利用時期により、各保険者が利用する文字コードに応じて標準文字例をご覧ください。

（３）資格情報の修正再登録について

中間サーバーに登録済みの既存加入者については、黒丸表示該当者リストを参考に、標準文字に置き換えた上で、再度ご登録いただければ黒丸が解消されます。

既存の宣言文字コード内であれば直ちに再登録していただくこともできますが、SJIS 系拡張文字を宣言する必要がある場合は、令和 8 年 3 月 23 日から再登録の受付が可能となります。（3 月 23 日に登録する義務はありません。）

SJIS 系拡張文字の登録準備に当たり、各保険者（ベンダー）向けにテスト環境を用意していますのでご利用ください。詳しくは、令和 8 年 3 月までに、デジタル PMO で、外部インタフェース仕様書改定版とともにお知らせいたします。

再登録を行う場合は、各保険者でベンダー等と調整を行った上で令和 8 年 3 月 23 日以降に適宜実施してください。なお、基幹システムの仕様として全加入者の資格情報を定時決定時に中間サーバーに再登録している保険者は、定時決定等（令和 8 年 9 月頃）において再登録していただくこととして差し支えございません。

再登録いただく際、すでに「3 情報・5 情報一致」又は「疑いなし確認登録済み」であれば、突合対象外となり、誤入力チェックに要する費用は発生しません。

(4) 再登録後も残存する黒丸表示等について

資格情報の置き換え再登録が必要な黒丸該当者や、再登録後もなお残る黒丸該当者については、2(2)に記載した黒丸表示該当者リストでご確認いただけます。

なお、2(3)の再登録が完了するまでは、IBM 拡張文字を含む者も黒丸表示該当者リストに含まれます。

SJIS 系拡張文字による登録等を行ってもなお残る黒丸は、基本的にユーザー外字が原因と見込まれます。

ユーザー外字は、加入者からの相談や資格情報の届出受付時など日常業務の中で、随時解消していただくようご協力をお願いいたします。

(5) 資格確認書等の再交付について

黒丸表示を解消するため、標準文字に変更して中間サーバーに再登録した場合であっても、名前が変わるものではないため、ユーザー外字を用いて現に交付されている資格確認書や限度額適用認定証等の効力も変わらないため、このことをもって再交付していただく必要はありません。一方で、保険者の判断で再交付することを妨げるものでもありません。

(6) 本人等への周知について

黒丸表示を解消するため、ユーザー外字を標準文字に変更して中間サーバーに再登録する場合、標準文字への置き換えを行う旨の一般広報を行うことは必要ですが、置き換え後の氏名を本人等に個別に周知することは必ずしも必須ではありません。一方で、保険者の判断で本人に個別に周知することを妨げるものではありません。

なお、黒丸表示の解消については、厚生労働省のホームページに掲載しています。また、経済団体に対しても黒丸表示の解消について協力依頼を行う予定です。

(担当)

○黒丸解消の全体に関すること

保険局医療介護連携政策課・保険データ企画室 島添、小菅

suisin@mhlw.go.jp

○文字の再登録等、医療保険者等向け中間サーバーに関すること

医療保険者等向けデジタル PMO